



中世荘園の立荘を授業でどのように扱うか

—「時代の転換と歴史的環境」への位置づけ—

千葉県立津田沼高等学校 佐藤 克彦 (さとう・かつひこ)



—使用教材—

『図説 日本史通覧』

1 はじめに

荘園というと、教員からは「教えづらい」、生徒からは「よく分からない」という感想をしばしば聞かすが、たしかに筆者自身も悩みが絶えない分野である。

そもそも中世の枠組みは荘園制を基礎として封建制・分権性を特徴づけるものであり、中世を理解するためには荘園制への理解は必要不可欠である。近年では政治史的視座からの荘園制の成立の再検討が迫られており、それらは立荘論とよばれる。荘園史研究の枠組みを超えて中世全体を再考する理論として注目されている。

概説書が発刊されたり、歴史系雑誌での特集記事が掲載されたり^{*1}、「日本史探究」の教科書においても、立荘や領域型荘園などの新しい学術用語を掲載し、荘園の成立について説明する教科書が増えたりしている。荘園をめぐる歴史教育の現状は変化しつつあるといえる。

本実践では立荘論をどのように授業で取り上げ、どのように教えるのか試案を提示する。その際に、『図説 日本史通覧』（以下、『通覧』）を活用しながら、新科目「日本史探究」の「中世への転換と歴史的環境」における、中世荘園の位置づけを模索し、立荘論の観点から授業実践を紹介する。

2 「寄進地系荘園論」と「立荘論」

立荘論とは何か

元来、古代の律令制が変容するなかで、在地領主によって形成される封建制社会への萌芽として荘園を位置づけていた。在地領主による開発所領が国司に収公されないように、貴族に寄進することで荘園は成立する。そしてその貴族は、より上位の貴族や皇族の庇護を仰ぐようになる。いわゆる「下からの寄進」によって寄進地系荘園が成立すると理解された（寄進地系荘園論）。このような開発領主の成長や発展が封建制社会を形成する原動力となったとされ、教科書においても、寄進地系荘園は院政の成立前に取り上げられていた。

上記の通説に対して根本的な批判を行ったのが立荘論である。立荘論では、寄進は立荘のための一契機にすぎないとして、王家（院・女院）や摂関家らが国衙に命じて能動的に行う「立荘（立券荘号）^{*2}」の過程を重視する。院政期に王家や摂関家が主導して、集落や山野河海などを含む一定の領域を、国司の合意を得て、国衙支配から独立した形で領域型荘園が成立する。立荘論では、領域型荘園は中世荘園の典型例と考える。

ここでは従来の「下からの寄進」に対抗する形で「上からの立荘」を定位するのではないことに留意したい^{*3}。荘園領主側の能動的な「立荘」と、都鄙双方に活動を展開し中央政界で人間関係を持った存在による私領の「寄進」という、双方のつながりに着目して考えていく必要がある。

中世荘園としてどの事例を扱うか

高校日本史の教科書では、寄進地系荘園の典型例として、肥後国鹿子木荘^{ひごのくにかのこぎのしやう}を事例として扱うことが往々にしてあった。しかし、「鹿子木荘事書^{こしがき}」とよばれる史料そのものに、①史料の作成時期が荘園の成立と同時期ではなく、鎌倉時代後期（永仁年間）であること。②失った預所職の回復を求める訴訟で提出された史料であり、自身の権利が強調して書かれていること。③開発領主^{じゆみやう}は在地領主ではなく、受領を務めるような中央の貴族（中原氏）出身であること。④文書の事実確認に誤りがある点（勝功德院は叡子内親王の菩提寺であり、高陽院のものではない）、などが指摘されている。その点から、鹿子木荘を事例として扱うことが見直されている。

鹿子木荘に代わる事例として、上野国新田荘^{かうずけのくににったのしやう}の事例が好例である。天仁元（1108）年の浅間山の大噴火によって荒廃した土地を、源義重が復興（再開発）し私領化した。その後、中央貴族の藤原忠雅に寄進し、忠雅から金剛心院（鳥羽院御願寺）に寄進され、金剛心院領新田荘が成立した（資料1）。その際に、源義重は新田荘の下司に任じられ在地での勢力を拡大させた。一方で、都においては藤原忠雅との関係を深め、広範にわたる在京活動を展開した。都鄙双方に活動を展開した源義重の動

3 領域型荘園の成立とその構造



* 本家・領家とも在京領主。荘官が現地を支配する。荘官を直接指揮して行政・司法を行う在京領主を本所とよぶ。*2 荒廃した土地。

③ 領域型荘園の構造と上野国新田荘の成立 御願寺の造営と維持のための財源として鳥羽院の近臣が姻戚関係にあった開発領主源義重に私領を寄進させ、その寄進地をはるかに越える山野河海を含んだ一郡規模の荘園として新田荘を立荘した。寄進主義重は見返りとして広大な荘園の荘官の権利を獲得した。

資料1 『図説 日本史通覧』 p.94

向に注目すると、院政期における都鄙のつながりを可視化できるという点で、新田荘の事例は領域型荘園の形成を示す好例といえる*4。

3 「日本史B」と「日本史探究」の

科目の特性の違い

さて、「日本史B」では、大項目ごとに「歴史と資料」、「歴史の解釈」、「歴史の説明」、「歴史の論述」が順に示され、技能や思考力などを段階的に育成する構成をとっていた。

今回の学習指導要領の改訂では、必履修科目「歴史総合」において、思考力・判断力・表現力などの育成や「歴史の学び方」についての習得が図られていることを踏まえ、「日本史探究」では、学習の全般にわたって「歴史の解釈、説明、論述」などの学習活動を繰り返し行うとされた。そして習得した知識、概念の深い理解、思考力・判断力・表現力等の育成を一層図ることとしている。よって各大項目A~Dの中項目(3)では、事象の意味や意義、関係性を考察し、諸事象の解釈や歴史の画期を表現する学習活動の充実が求められる。

「歴史の解釈、説明、論述」を充実させるためには、単元や内容のまとまりを重視した学習の展開が重要である。中項目(1)では、前時代からの時代の転換を扱い、生徒が時代の特色を探究するための筋道や学習の方向性を導く「時代を通観する問い」を表現する。その後、中項目(2)では、「時代を通観する問い」を成長させ、(3)の学習への見通しを立てて探究的な学びに向かうための仮説を表現する。中項目(3)では、内容のまとまりごとに小項目を形成し、主題を踏まえた考察と理解を通し

て、「歴史の解釈、説明、論述」を行う学習が展開される。大項目D(4)では「現代の日本の課題の探究」として、それまでつちかった資質・能力を生かして、現代の日本の課題の形成に関わる歴史と展望を表現する。

以上のように、「日本史探究」の授業は主題や問いを中心に構成されている。そして、各校においては学校や生徒の実態に応じて、適切な主題や問いを立てて学習することが求められている。

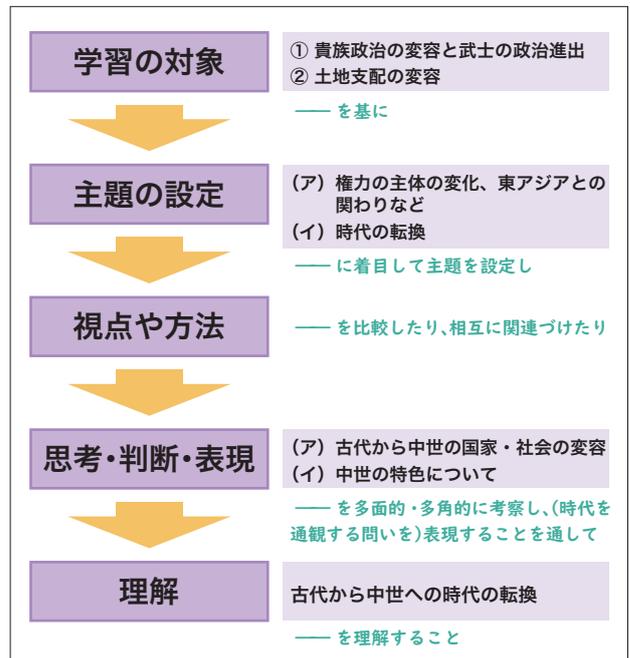
4 「中世への転換と歴史的環境」に

おける中世荘園

中項目(1)「〇〇への転換と歴史的環境」は、対外的な環境の変化や国内の諸状況の変化などを扱い、前の時代を踏まえながら、時代の特色を探究するための筋道や学習の方向性を理解し、「時代を通観する問い」を表現する単元である。

大項目B「中世の日本と世界」の中項目(1)「中世への転換と歴史的環境」では、「貴族政治の変容と武士の政治進出、土地支配の変容などを基に、権力の主体の変化、東アジアとの関わりなどに着目して、古代から中世の国家・社会の変容を多面的・多角的に考察し、古代から中世への時代の転換を理解する」学習を展開する(資料2)。

本単元では、古代から中世への転換に着目して指導することで、生徒が「時代を通観する問い」を表現し、中世の時代の特色を探究するための筋道や学習の方向性を導くことができるように指導したい。筆者は、「時代を通観する問い」は、単元のまとめの学習と位置づけた。「時代を通観する問い」を表現するための準備として、荘園



資料2 「日本史探究」大項目B(1)の内容の整理*5

耕地を単位としていたのに対して、中世荘園では集落や山野河海をも含む一定の領域を含んでいること、それらの荘園を「領域型荘園」と呼称していることを説明した。

授業の後半では、「どの時期に」、「誰が」中世荘園を形成したのかを考えた。まず、時期については「能登国における荘園の成立」*6を表した表と、『通覧』p.94の「1 荘園の類型と荘園整理令」および「A 代表的な荘園整理令」の図表を活用した。

「能登国における荘園の成立」の表では、12世紀前半以降に荘園数・面積ともに急増することを読み取らせた。そして、この間に延久の荘園整理令が出されていること、および院政が始まっていることを確認させた。そして、「延久の荘園整理令と以前の整理令との違いは何か?」、「なぜ中央政府による強力な荘園整理（延久の荘園整理令）にもかかわらず、荘園の再編を引き起こし、領域型荘園化が加速したのだろうか?」という問いに対して、生徒はグループごとに、『通覧』を活用しながら回答をワークシートにまとめた。

最後に、立荘に関する主体についてであるが、「紀伊きのい国那賀郡神野真国くになかのぐんこうのまくにのしよ荘」の立荘に関する史料（大意）を使用した。なお、この史料は令和3年度大学入学共通テスト「日本史B」に出題された史料である。

史料 「紀伊国那賀郡神野真国荘」の立荘に関する史料(大意)

紀伊国留守所が、那賀郡司に符す

このたび院庁下文のとおり、院の使者と共に荘園の境界を定めて勝示を打ち、山間部に神野真国荘を立券し、紀伊国衙に報告すること。康治二（1143）年二月十六日

筆者は「実際に荘園の成立は誰の立ち合いの下で行われたか?」、「実際に国衙に荘園の成立を申請しているのは誰か?」と発問した。生徒は複雑な人間関係に困惑しながら読解していたが、「院庁下文」に着目することができ、院が作成した院庁下文が出されて、受領（国衙）に立券が命じられ、院の使者ら立ち合いの下、境界が画定されたことを指摘できた。生徒は、天皇や院は荘園整理を行う側であると予想していたため、院が荘園を成立させようとしていることに驚いているようであった。

以上のような授業を通して、古代荘園と中世荘園との相違点に着目させながら、中世荘園の特徴をつかませることができた。中世荘園の成立にあたっては、延久の荘園整理令が契機であること、院などの上位権力が荘園を立荘させていたことを理解させることができた。

なお、次の授業では、渋澤（2023）*7の実践を参考に上野国新田荘を取り上げた。本時では取り扱いきれな

かった寄進に着目して、都と地方との関係を立荘と寄進をキーワードとして生徒に理解させた。

6 まとめ

最後に「日本史B」から「日本史探究」への科目の変化に基づく授業づくりのポイントについて私見を述べる。

第一に「日本史探究」の科目の特性を生かした授業の充実が求められる。「日本史探究」では、「時代を通観する問い→仮説→主題を踏まえた考察と理解（「歴史の解釈、説明、論述）」という学び方がパッケージ化されている。授業者は「日本史探究」という科目が「歴史の解釈、説明、論述」をする科目であるという特性を考え、生徒の資質・能力の向上を図る授業内容を考案したい。

第二に、資料を活用する学習においては、「歴史総合」で身につけた歴史の学び方を生かして、史料の内容を真に受けるのではなく、史料に内在する作成者の意図に留意するなど史料批判をしていく必要がある。特に「日本史探究」では、「地域の遺構や遺物」などから地域の歴史を読み解く学習も想定される。ローカルな在地の史料を教材化して地域の歴史を読み解く学習を行う際は、史料が作成された背景や作成目的、史料の作成者、史料が当時もたらした影響などを授業者が考慮したうえで活用していきたい。

第三に、学習の対象（コンテンツ）も変化にも対応させたいところだ。前述したように、令和3年度大学入学共通テスト「日本史B」において立荘と領域型荘園に関する出題があった。このように教える側の知のアップデートは必須であろう。学び続ける教員としての姿勢は忘れずに指導に当たりたい。

*1 伊藤俊一(2021)『荘園』中公新書、鎌倉佐保/木村茂光/高木徳郎編(2022)『荘園研究の論点と展望：中世史を学ぶ人のために』吉川弘文館、歴史教育者協議会編(2023)『歴史地理教育』2023年2月号(No.950)などがある。

*2 私領を含む郡・郷などの領域が荘園に切り替えられ、国衙から年貢収納権と荘務権が委譲されること。

*3 鎌倉佐保(2009)『日本中世荘園制成立史論』塙書房

*4 新田荘の教材化にあたって渋澤拓真氏による先行事例がある。新田荘立荘に関わる諸史料を活用して、荘園の成立をとらえる優れた授業実践である。渋澤拓真「中世荘園はどうできたか」歴史教育者協議会編(2023)『歴史地理教育』2023年2月号(No.950)

*5 島村圭一/永松靖典編(2021)『問いでつくる歴史総合・日本史探究・世界史探究』東京法令出版を基に作成

*6 石井進(1980)『院政時代』講座日本史2』東京大学出版会

*7 渋澤拓真「中世荘園はどうできたか」歴史教育者協議会編(2023)『歴史地理教育』2023年2月号(No.950)

(参考文献)

・網野善彦/石井進/稲垣泰彦/永原慶二(1990)『講座日本荘園史5 東北・関東・東海地域の荘園』吉川弘文館
・田中大喜(2015)『新田一族の中世「武家の棟梁」への道』吉川弘文館
・文部科学省(2018)『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編』